

令和 6 年 6 月
令和 6 年第 2 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書 及 び 議 案 説 明 書 （ そ の 2 ）

栃 木 市

番 号

件

名

議案第70号 財産の取得について（大平西小学校校舎） 1

財産の取得について

大平西小学校校舎として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 大平西小学校校舎 普通教室 2 教室 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 109,692,000 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 東京都新宿区西新宿 7 丁目 7 番 30 号
日東工営株式会社 東京支店
取締役執行役員支店長 岡田 譲 |

(学校施設課)

議案第 70 号

財産の取得について

提案理由

児童増加に伴い大平西小学校の普通教室が不足しているため、大平西小学校校舎普通教室 2 教室を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない

(1)～(7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付き

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

（参考）

取得財産 大平西小学校校舎 普通教室2教室

取得場所 栃木市大平町富田地内

財産概要 普通教室2教室、男女トイレ、多目的トイレ、廊下
教材室、配膳室、渡り廊下

電気設備、給排水衛生設備、空調設備、備品

校舎 軽量鉄骨造 延床面積 約254㎡

渡り廊下 軽量鉄骨造 延床面積 約43㎡

取得方法 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約

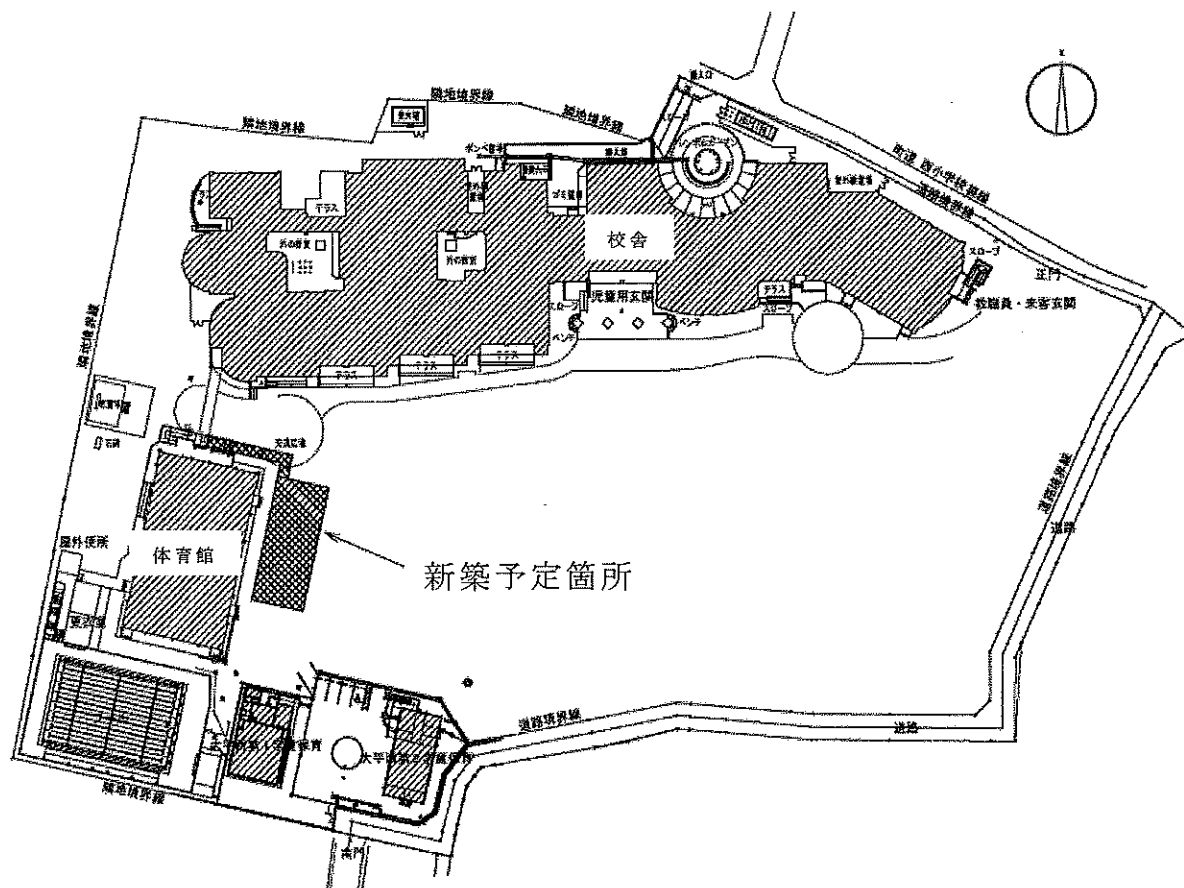
（契約期間満了後の無償譲渡）

建築期間 契約締結日から令和7年1月31日まで

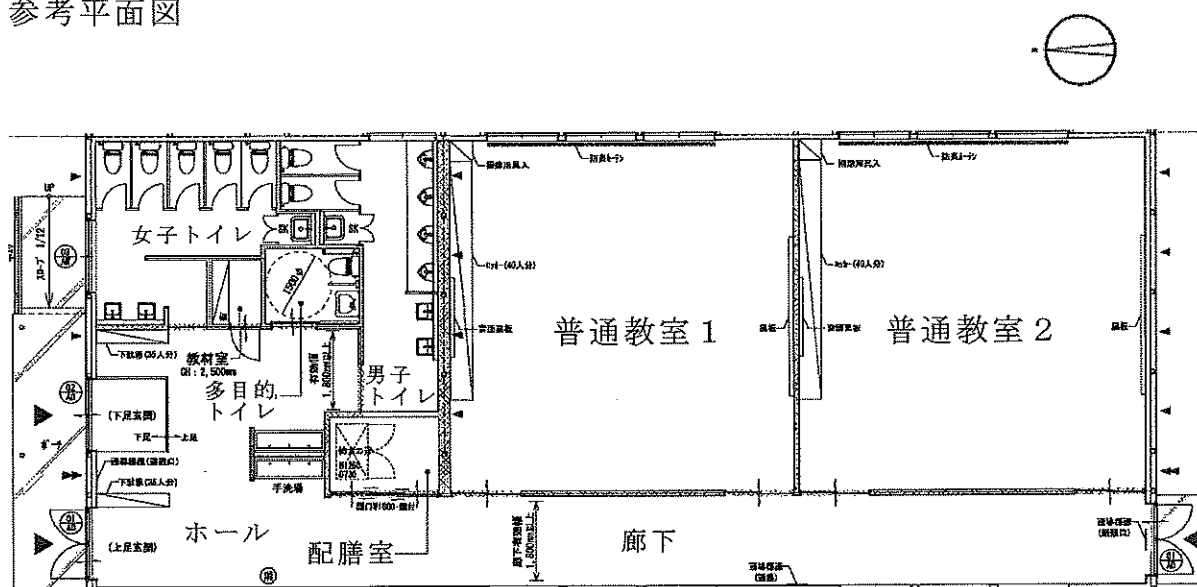
（設計・申請・工事・監理を含む）

賃貸借期間 令和7年2月1日から令和12年1月31日まで（5年間）

配置図



参考平面図



栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

